

福島県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

子育て支援課

1 福島県子ども・子育て支援事業支援計画について

「子ども・子育て支援法」に基づき、本県の幼児期における教育・保育の提供体制の確保及び地域における子育て支援の提供体制の確保について、市町村の計画を踏まえ定めるもの。

2 福島県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

現在の子ども・子育て支援事業支援計画は、平成 26 年度に 5 ヶ年計画として策定し、平成 27 年度より施行している。

今年度は、これまでの 2 ヶ年間の実績を踏まえ、中間見直しを行うこととされている。

今後 12 月までに市町村計画の把握を行い、年度内には子ども・子育て会議計画部会において県計画の見直しを行う。